

薬生食輸発0127第2号
令和5年1月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産わけぎのヘキサコナゾール並びに中国産スッポンのドキシサイクリン及びにんじんのメピコートクロリド)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年1月26日付け薬生食輸発0126第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産わけぎ並びに中国産スッポン及びにんじんのモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、韓国産わけぎのヘキサコナゾール並びに中国産スッポンのドキシサイクリン及びにんじんのメピコートクロリドに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和5年 1月27日	韓国	わけぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	ヘキサコナゾール	NARA NONGSAN
	中国	スッポン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	ドキシサイクリン	HANGZHOU JIU XIAN IMPORT & EXPORT CO., LTD. HANGZHOU EAST BLUE FAMILY FARM CO., LTD

		にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メピコートクロリド)	JU DA WANG LIANYUNGANG AD CO LTD
				ANQIU LINGHE XINHUA VEGETABLE PROCESSING FACTORY